

# 東北大学における公正な研究推進のための若手研究者支援実施指針

平成 28 年 3 月 29 日  
統括研究倫理推進責任者 裁定

## 1. 目的

本学における構成員（教職員及び学生）が、人類社会に貢献する責任ある教育・研究活動を誠実に行うと共に、若手研究者が公正で自立した研究活動を遂行できるような支援助言体制を構築するための基本方針を定める。

## 2. 原則

本学の若手研究者に対して、学生においては全学もしくは各部局ごとの教育相談窓口・支援組織において、若手研究者（助教、博士研究員、博士課程大学院生など）においては各部局・研究分野の特性に合わせた組織・担当者（研究公正アドバイザー、支援担当教職員など）による研究相談・支援体制を設ける。全学は、これら各部局における教育研究相談・支援組織が連携できる体制を整え、それぞれの組織の担当者の資質向上に努める。

## 3. 本学における若手研究者支援の実施基準

- (1) 学生相談所（川内）を含む各部局に設置されている学生に対する教育相談・支援組織は、これまでのとおり主として学習・生活・教育に関する相談・支援を行う。研究に関する相談に対しては、適宜、関係する各部局の若手研究者支援組織の担当者が対応し、必要に応じて担当者間で協議し協同して適切な支援・助言を行う。
- (2) 各部局では、若手研究者からの相談を受け助言を行う担当者による研究相談・支援体制を整備する。部局内支援組織としては、新たに組織するほか、既存組織（各部局の公正な研究活動推進担当組織など）の枠組みを利用するなど柔軟に対応する。組織内担当者のうち責任ある研究活動を先導的に推進する役割を担う教員（研究公正アドバイザー）の数は、おおむね各部局教授数の 1 割程度（最低 1 名）を目安とする。
- (3) 研究公正アドバイザーとなる教員・担当者は、研究倫理に関する必要な知識と経験を有し、他の研究者に対して助言を与え、研究倫理教育を部局で実施するなど責任ある研究活動を先導的に推進する役割および相談事項に関する守秘義務も含め若手研究者の利益を守る責務を有する。具体的な研究公正アドバイザーの役割については別紙に例示する。
- (4) 各部局における支援組織の体制や規模、研究公正アドバイザー数などは研究分野の特性に合わせて各部局で適宜設定する。
- (5) 全学は、各部局で設置の支援組織が連携・情報共有できる体制を整える。また、研究公正アドバイザーとしての要件基準を定め、教育プログラムなどの実施・基準認証などにより研究公正アドバイザーの資質向上と質の保証に努める。

## 4. 指針の適用時期

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までを本指針の適用のための集中改革期間とし、実効性のある運用に向けた準備を集中的に進めるものとする。

## 参考：研究公正アドバイザー（メンター）の役割について

公正な研究活動推進のために、指針類の制定、体制整備とともに、若手研究者への支援・助言を行うメンターの配置が求められている（文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」2014年8月26日、p.6、日本学術会議「回答 科学研究における健全性の向上について」2015年3月6日、p.12）。研究者の初期段階は、専門分野の研究手法を修得し、責任ある研究活動のあり方、研究倫理を理解し、生涯にわたる研究者としての基盤を形成する時期である。研究公正アドバイザーの配置は、きわめて重要であり、研究倫理教育の制度化を支えるものとして、若手研究者支援のための研究公正アドバイザー制度を導入するものである。

メンター（Mentor）とは、成熟した年長者が若い後進に基本的に1対1の関係で継続的に交流し、適切な役割モデルを提示して発達支援を促すもので、欧米では、青少年の育成、専門職の養成、企業の人材育成など多様なメンター制度がある。高等教育においては、学生に対する研究指導教員（adviser/research supervisor）と、しばしば混用されることがある。教員に対しては、新任教員の疑問に答えたり、同僚との関係を築いたりする手助けを行い、有能な研究者へと成長する手助けをするためにメンター・プログラムが置かれ、メンターに対する訓練プログラムもある（ケイ J.ガレスピー他編著『FDガイドブック 大学教員の能力開発』2014年）。日本では、名古屋大学、千葉大学、奈良女子大学などでメンター制度を導入している。

若手研究者支援のために導入する研究公正アドバイザーとは、上記のように1対1での継続的な支援を意図するものではない。また、研究指導は、研究上のリーダーである教授等の役割であり、研究公正アドバイザーの主たる役割ではない。他大学の研究不正事案を見ても、相談に対し適切な助言と対応ができる教員が必要であることに鑑み、各部局に研究倫理に造詣が深く、助言機能を果たす教員を配置するものである。その主な役割は次の通りである。また、その要件については、「研究倫理に関するキャリア・ステージ別学習参照基準」及び「研究倫理に関する学習内容参照基準」で定める。

- ① 各部局での組織的な研究倫理教育・責任ある研究活動の推進を主導すること。
- ② 若手研究者を中心とした他の研究者に対して、科学者の役割や行動規範、社会的責任、研究の作法などについての「科学者教育」を行うこと。
- ③ 各種ハラスメントを含む研究生活上の事項について相談を受け助言および適切な対応を行うこと。
- ④ 利益相反関係にある直属の上司、研究室主宰者や指導教員に相談しがたい教育・研究上の事項について相談を受け助言および適切な対応を行うこと。